社サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四　（略）

（削る）

五　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号　第一項第十二号

（指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十一　法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五～十一　（略）

（削る）

十二　（略）

（削る）

十三　（略）

2　（略）

3　法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

4　（略）

（指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十二　法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六　（略）

七　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十　（略）

（削る）

十一・十二　（略）

（削る）

十三　（略）

（削る）

（削る）

十四　（略）

社サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四　（略）

五　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号　第一項第十二号

六　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号　第一項第十三号

（指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十一　法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五～十一　（略）

十二　当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十三　（略）

十四　役員の氏名、生年月日及び住所

十五　（略）

2　（略）

3　法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

4　（略）

（指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十二　法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六　（略）

七　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八～十　（略）

十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三　（略）

十四　当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十五　（略）

十六　役員の氏名、生年月日及び住所

十七　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八　（略）